

美容所の事業譲渡の手続きについて

美容師法の改正により、**令和5年12月13日以降に事業譲渡契約がなされた場合**、事業を譲り受けた方は新たに美容所の開設届出をすることなく、**営業者の地位を承継することができる**ようになりました。この場合、事業を譲り受けた方による事業譲渡届出が必要になります。

ただし、令和5年12月12日までに事業譲渡契約されている場合、新規開設届出が必要です。

手続きに必要な書類

- ① 事業譲渡届出書
- ② 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写しなど）
- ③ （譲受者が外国人の場合）住民票の写し

（注意事項）

- ・施設の構造設備、従事する美容師、管理美容師等の届出事項に変更があった場合、別途変更届出書の提出が必要になります。変更届の詳細は、裏面をご確認ください。
- ・前営業者（譲渡者）が変更届出せず施設の増改築を行っていた場合は、譲り受けた者が変更届を提出する必要があります。
- ・同一性が無い程度の増改築を行っていた場合は、変更届ではなく、新規開設届出が必要になります。
- ・確認済証の記載事項に変更があった場合は、書換え交付申請が必要です。その際、譲渡者の確認済証（紛失等している場合は亡失申立書）も合わせてご提出ください。

手続きの流れ

1. 事業譲渡の予定がある場合は、保健所に事前に相談
2. 事業譲渡契約後、事業譲渡の届出を行う（上記①～③を保健所に提出）
3. 後日、実地調査

※ 届出受理後、業務の状況確認のための実地調査を行います。そのため、事業譲渡の届出時に実地調査の日程調整をいたします。実地調査では、美容師の登録状況や、施設の構造設備が法令の基準を満たしているか等の確認を行います。なお、施設の構造設備の確認事項につきましては、裏面をご確認ください。

（問合せ先）

八尾市清水町 1-2-5

八尾市保健所 保健衛生課 環境衛生担当（TEL：072-994-6643）

美容所届出事項変更届の必要書類について

- 美容所届出事項変更届出書
- その他添付書類
 - (1) 従事している美容師に変更が生じた場合
 - ア 変更後の美容師の「美容師免許証」の原本（原本は窓口で確認後、返却します。）
 - イ 結核、感染性皮膚疾患の有無に関する診断書（診断日より1か月以内有効）
 - (2) 管理美容師の変更または新たに設置した場合
 - ア 変更後の管理美容師の「管理美容師であることを証明する書類（講習会修了証等）」の原本と写し（原本は窓口で確認後、返却します。）
 - イ 変更後の管理美容師の「美容師免許証」の原本（原本は窓口で確認後、返却します。）
 - ウ 結核、感染性皮膚疾患の有無に関する診断書（診断日より1か月以内有効）
 - ※従前から届出済みの美容師であれば、イ及びウは不要です。
 - (3) 施設の構造設備の変更の場合
 - 変更の前後が分かる図面
 - ※確認済証の図面の差し替えを保健所で行い、後日交付します。

施設の構造設備の確認事項

美容師法第13条、美容師法施行規則第25条、第26条、第27条、八尾市美容師法施行条例第7条等

- (1) 常に清潔に保つための措置
 - ①床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を使用すること。
 - ②洗場は、流水装置とすること。
 - ③ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- (2) 消毒設備を設けること（エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、紫外線消毒器等）。
- (3) 採光、照明及び換気を十分にするための措置
 - ①採光及び照明→美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度が100ルクス以上を確保できる設備を有すること。
 - ②換気→美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立法センチメートル以下に保つことができる施設構造を有すること。
- (4) その他市長が定める衛生上必要な措置
 - ①美容所と住居その他の施設とを区分すること。
 - ②美容所には待合所を設け、作業場と区分すること。
 - ③美容所の作業場及び待合所の面積の合計は、13平方メートル以上とすること。（ただし、化粧、結髪、まつ毛エクステンション等の業のみを行う場合はこの限りではない。）
 - ④美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する施設が区分されていること。
 - ⑤皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するために必要な設備を設けること。
 - ⑥外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。